



一般社団法人 全国建設業協会(以下、全建)が働き方改革に向けた取り組みを強化しています。2023年度以降、「目指せ週休2日+360時間(2+360、ツープラスサンロクマル)運動」(以下、「2+360運動」)に、「適正工期見積り運動」と「目指せ! 建設現場土日一斉閉所運動」を追加。一方、2024年12月には、『増訂版 全建の改正労働基準法Q&A100+27』を発刊しました。取り組みのポイントを全建 労働部長の古田 宏昌氏にお聞きしました。



## 建設業における人材確保も視野に入れ、働き方改革に向けた取り組みを強化していく方針です。

### 「工期に関する基準」に沿って見積りを

「2+360運動」は、週休2日(4週8休)と時間外労働の原則360時間以下を実現するため各都道府県建設業協会会員企業に呼び掛けるものです。2021年度から展開してきました。全建では2023年度以降、働き方改革に向け、この運動にさらに2つの運動を加えています。

一つは、2023年9月から展開する「適正工期見積り運動」です(図1)。この運動では、発注者に工期の見積り・提案を求められた場合は、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」に沿ったものにするという点を会員企業に呼び掛けています。全建として発注者に「適正な工期」を求める一方、受注者である会員企業にも、同基準に沿った工期の見積り・提案を求めることで、発注者の理解を得つつ「適正な工期」の実現を図ろうという狙いです。対象は、工期の見積り・提案を求められたすべての工事です。

### 土日閉所へ、建設業界を挙げてタッグ組む

もう一つは、2024年3月から展開する「目指せ! 建設現場土日一斉閉所運動」です(図2)。この運動は、大手・中小を問わず建設業界を挙げて建設現場の土日閉所を目指そう、という会員企業への呼び掛けです。「2+360運動」の一環という位置付けではありますが、建設業界を挙げた運動であることから、全建だけでなく、日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会等とともに展開しています。

背景には、同じ2024年4月以降、労働基準法(以下、法)に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が建設業界にも適用されるようになった点があります。その規制を順守するには、労働生産性の向上と週休2日の定着が不可欠です。週休2日の中でも土日閉所にこだわったのは、人材確保の観点からです。少子高齢化に伴う若年労働者の厳しい人材獲得競争を勝ち抜くには、土日休みであることが欠かせないという認識です。

これら3つの運動については、「労働環境の整備に関するアンケート」で2024年7月の取り組み状況を会員企業に尋ねています。調査結果によれば、「既に導入している」「取り組んでいる」「取組を検討している」の回答を合わせると、「2+360運動」で64.2%、「土日一斉閉所運動」で81.5%です。高い関心が寄せられていることが分かります。



図1: 全建では2023年9月から「適正工期見積り運動」を展開している



### 厚生労働省のQ&A方式の通知発出を受け、増訂版を発刊

一方、「適正工期見積り運動」については、そこまで関心は高くありません。ただ「既に導入している」「取り組んでいる」と回答した会員企業からは、「建設業協会が発出している文書を基に発注者に説明し、適正な工期に対して理解を求めている」「4週8閉所+祝祭日+GW・夏期・年末年始休暇の取得を前提とした見積り・提案を行っている」など、具体的な取り組みの声寄せられています。

全建ではまた、時間外労働の上限規制が適用されるようになるのを念頭に置き、会員企業が混乱しがちなルールや建設業において日頃直面する労働条件に関する疑問点について100の事項をQ&A方式で解説した『全建の改正労働基準法Q&A100』を2023年8月に発刊しています。その後、厚生労働省が建設業の時間外労働の上限規制についてQ&A方式の通知を発出したことから、それらを踏まえた増訂版を2024年12月に発刊しました(図3)。この増訂版は初版と同じように、会員企業が直面する疑問の解決に向けた考え方を示したものです。労働環境の改善にぜひご活用ください。

### 復旧・復興に関する事業(工事)に時間外規制は適用される?

増訂版で追加記載した「Q」は次のような質問です。「『工期に関する基準』とはどのようなものか」「建設現場のクレーンオペレーターの移動は『自動車の運転の業務』の対象となるか」「被災地における災害復旧工事のための重機での移動時間は、法第33条第1項の対象となるか」…。

災害の復旧・復興に関する事業(工事)で時間外・休日労働を伴う場合、36協定で定める限度を超えられる法第33条第1項を適用するか、36協定で定める範囲内でしか労働させられないものの、「時間外労働+休日労働」について「月100時間未満」「2~6か月の複数月平均が80時間以内」という規制は適用されない法附則第139条第1項か、どちらかが適用されます。復旧・復興に至る事業の各段階でどのような使い分けになるか、増訂版では改めて整理しています。

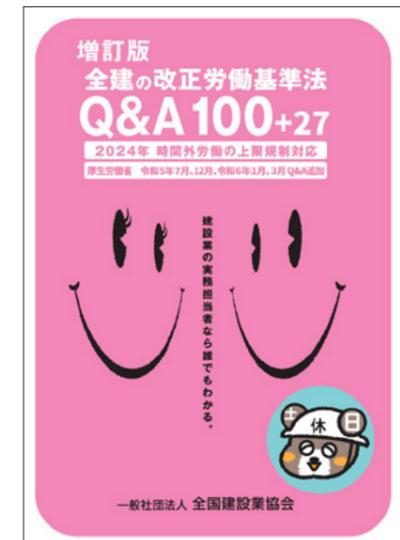
一番の違いは、法第33条第1項は人命・公益の保護のための例外規定であるという点です。適用対象は、災害その他避けることのできない事由で臨時の必要がある場合だけに限られ、時間外労働の上限規制は適用されません。一方、法附則第139条第1項は、建設業だけに認められている例外規定です。適用対象は、災害時における復旧・復興に関する事業(工事)に限定されます。

全建では元請け企業の全国団体として今後も、建設業における人材確保も視野に入れ、働き方改革に向けた取り組みを強化していく方針です。(談)

図2: 全建では2024年3月から、日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会等とともに、「目指せ! 建設現場土日一斉閉所運動」を展開している



図3: 2024年12月に発刊した『増訂版 全建の改正労働基準法Q&A100+27』 ¥1,300 全建のホームページから購入申込み手続きができる



資料提供: 一般社団法人 全国建設業協会  
関連ウェブサイト:  
<https://www.zenken-net.or.jp/4w8hol/list/>